

大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、市町村が行う乳幼児医療費助成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる者（以下「対象者」という。）に助成する別表第2に掲げる医療費（以下「医療費」という。）
- (2) 前号に定める医療費の助成について、社会保険診療報酬支払基金及び大阪府国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に医療費の審査支払業務を委託した場合（ただし、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ師（以下「施術者」という。）の施術に係るものを除く。）は、その委託料（以下「医療費審査支払委託料」という。）
- (3) 医療費の助成業務に要する経費及び高額療養費等取扱事務に要する経費（以下「事務費」という。）
- (4) 平成27年4月1日廃止前の大阪府市町村乳幼児入院時食事療養費助成事業費補助金交付要綱の規定により行われた平成27年3月診療分までの食事療養標準負担額（以下「入院時食事療養費経過措置分」という。）

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表第3の第1欄に掲げる医療費、医療費審査支払委託料、事務費及び入院時食事療養費経過措置分の基準額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額から、それぞれに係る返還金、徴収金及びその他の収入を控除した額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に第3欄に掲げる補助率をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

2 前項に定める基準額及び実支出額の算出は、次のとおりとする。

- (1) 別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる医療費の額は、(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額の合算額とする。
 - (イ) 審査支払機関を通じて請求を受ける場合は、前年度3月から当該年度2月までの12か月間における請求額の合計額。ただし、施術者の施術に係る費用の額を除く。
 - (ロ) 審査支払機関を通じて請求を受ける場合で、施術者の施術に係る額は、前年度2月から当該年度1月までの12か月間において、市町村が各月末日現在支給決定をした額の合計額。
 - (ハ) その他の場合（上記(イ)及び(ロ)に掲げる場合を除く。）は、前年度2月から当該年度1月までの12か月間において、市町村が各月末日現在支給決定をした額の合計額。
- (2) 別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる医療費審査支払委託料の額は、前号(イ)に掲げる期間の合計額とする。ただし、施術者の施術に係る費用額は除く。
- (3) 別表第3の第1欄に掲げる事務費の額は、当該年度月例報告より算出した件数または人数により算出した額とする。
- (4) 別表第3の第2欄に掲げる事務費の実支出額は、当該年度4月から当該年度3月までの12か月間において、市町村において要した額の合計額とする。
- (5) 別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる入院時食事療養費経過措置分の額は、(ニ)及び(ホ)に掲げる額の合算額とする。
 - (ニ) 審査支払機関を通じて請求を受ける場合は、前年度3月から当該年度2月までの12か月間における請求額の合計額。
 - (ホ) その他の場合（上記(ニ)に掲げる場合を除く。）は、前年度2月から当該年度1

月までの 12 か月間において、市町村が各月末日現在支給決定をした額の合計額。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の規定による申請書（様式第 1 号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となる事業の実施に関する条例、規則又は要綱

(2) 補助金の交付の対象となる事業の実施に関する当該年度の歳入歳出予算書抄本

(変更交付申請書)

第 5 条 補助金の交付を決定した後において、事情により申請の内容を変更しようとする場合には、変更交付申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第 2 項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項第 1 号の書類については変更がないときは、省略することができる。

(補助の条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更は、交付決定額に 20% を乗じて得た額以下に相当する額とする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請の取り下げをすることができる期間は、規則第 7 条の通知を受け取った日から 10 日以内とする。

(状況報告)

第 8 条 乳幼児医療費助成事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）は、規則第 10 条の規定により、補助事業実施状況月例報告書（様式第 3 号）を、毎月知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、事業実施月の翌々月の末日とする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の規定による実績報告書（様式第 4 号）の提出期限は、事業完了月の翌月の末日とする。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。

ただし、知事は補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第 5 条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知又は交付の決定通知を受け取った日以後すみやかに補助金交付請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の確定額全額について精算払を受けるときは、この限りではない。

(検査報告書)

第 11 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は関係書類の提出を求め、若しくは帳簿等を検査することができる。

(帳簿及び書類の整理保存)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、領収書

その他収支を明らかにする証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 27 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 31 日から施行し、平成 10 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 2 月 22 日から施行し、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 10 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の規定については、この要綱の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費についてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）別表第 5 の改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 23 年度における補助金交付に限り、大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 1 号(イ)中「前年度 3 月から当該年度 2 月までの 12 か月間」とあるのは「当該年度 5 月から当該年度 2 月までの 10 か月間」と、同号(ロ)中「前年度 2 月から当該年度 1 月までの 12 か月間」とあるのは「当該年度 4 月から当該年度 1 月までの 10 か月間」と、同号(ハ)中「前年度 2 月から当該年度 1 月までの 12 か月間」とあるのは「当該年度 4 月から当該年度 1 月までの 10 か月間」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表第 1 第 1 号の規定は平成 24 年 7 月 9 日から施行することとし、施行
日前の外国人登録原票に登録される者の取扱いは、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第 6・1（3）アの規定は、平成 24 年 5 月以後の社会保険診療報
酬支払基金からの請求分について適用し、同年 4 月以前の当該請求分については、な
お従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱別表第 6・1（3）
イの規定は、平成 25 年 5 月以後の大阪府国民健康保険団体連合会からの請求分につ
いて適用し、同年 4 月以前の当該請求分については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 6・1（3）イの規定は、平成 26 年 5 月以後の大阪府国民健康
保険団体連合会からの請求分について適用し、同年 4 月以前の当該請求分について
は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定については、
この要綱の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費につい
ては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 4・1（2）イの規定については、平成 27 年 5 月以後の大阪府国
民健康保険団体連合会からの請求分について適用し、同年 4 月以前の当該請求分につ
いては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 26 日から施行し、別表第 1 の 2(4)の
規定については、同年 1 月 1 日から適用する。ただし、別表 4・1（2）イの規定に
ついては、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第 1 の 2(4)の規定については、施行日から平成 31 年 6 月 30
日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）
第 1 条の規定による改正後の所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の規定の適用について
は、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第 2 条第 1 項第 33 号
に規定する「控除対象配偶者」とする。
- 3 改正後の別表 4・1（2）イの規定については、平成 30 年 5 月以後の大阪府国民
健康保険団体連合会からの請求分について適用し、同年 4 月以前の当該請求分につ
いては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定については、

この要綱の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第2第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日まで、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月30日から施行し、別表第1の2(5)イの規定については、同年1月1日から適用し、別表第1の4の規定については、同年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 別表第1の2(5)イの規定については、施行日から平成31年6月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱別表第3・1(2)イの規定については、平成31年11月以後の大阪府国民健康保険団体連合会からの請求分について適用し、同年10月分以前の当該請求分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号について、令和2年1月分以後に係る報告について適用し、令和元年12月分以前に係る報告については、従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3・1(2)イの規定は、令和6年5月以後の大阪府国民健康保険団体連合会からの請求分について適用し、同年4月以前の当該請求分については、なお従前の例による。

別表第 1

補助金の交付の対象とする医療費の助成を受ける者

1 補助事業者の区域内に居住地を有する者であって、満 6 歳に達した日以降における最初の 3 月末日を経過するまでの者（以下「乳幼児」という。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に掲げる者から除く。

（１）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く）

（２）市町村重度障がい者医療費助成事業条例又はひとり親家庭医療費助成事業条例等により助成を受けている者

（３）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

（４）前各号に定めるもののほか補助事業者から医療費の助成を受けることができる者

（５）親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児を現に監護する者のうち、当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者の前年の所得の額（１月から 6 月までに受けた医療に係る医療費の助成については前々年の所得とする。）が、次表に規定する額以上の者

この場合において、次表に掲げる扶養親族等の範囲については、（イ）及び（ロ）に該当する者とする。

（イ）所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族

（ロ）次のアからウのいずれかに該当する者の扶養親族等ではない児童で、前年の 12 月 31 日（１月から 6 月までに受けた医療に関する医療費の助成の場合は前々年の 12 月 31 日）において生計を維持した者。ただし、ア及びウの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうち、いずれかの当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

ア 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「小学校修了前の児童」という。）又は小学校修了前の児童を含む 2 人以上の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない上記アに掲げる児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

ウ 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。ただし、これらの児童が上記アに掲げる児童であるときに限る。

扶養親族等の合計人数	所得制限限度額
0 人の場合	2 4 3 万円
1 人の場合	2 8 1 万円
2 人の場合	3 1 9 万円
3 人の場合	3 5 7 万円
4 人以上の場合	一人増につき 38 万円加算
扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族である場合は、一人につき 6 万円を加	

算する。

- 3 前項第5号に規定する所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- 4 第2項第5号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。
- (2) 次のアからエの各号に掲げる控除を受けた者については、当該アからエまでに掲げる額を前号の規定により計算した額からそれぞれ控除するものとする。
- ア 前号に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者は、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- イ 前号に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者は、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には40万円)
- ウ 前号に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については27万円、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については35万円
- エ 前号に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については27万円

別表第 2

補助金の交付の対象とする医療費

- 1 対象者の疾病又は負傷について、社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下「対象者等」という。）が負担すべき額から別表第 4 に規定する一部自己負担額を控除した額。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。
 - （1） 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき
 - （2） 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき
 - （3） 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき
 - （4） その他知事が不相当と認める事由が生じたとき
- 3 第 1 項に規定する社会保険各法は、次のとおりとする。
 - （1） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
 - （2） 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
 - （3） 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
 - （4） 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
 - （5） 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

別表第 3

1 基 準 額	2 対 象 経 費	3 補助率
(1) 医療費 市町村が助成した経費	市町村が助成した経費	1/2
(2) 医療費審査支払委託料 ア. 社会保険診療報酬支払基金に委託した場合 審査支払機関に支払った医療費審査支払委託料 イ. 大阪府国民健康保険団体連合会に委託した場合 委託件数×<u>81</u>円 50 銭	審査支払機関に支払った医療費審査支払委託料	1/2
(3) 事務費 ア. 医療費助成額の助成事務費分 対象者数（医療証交付数） 年間月末平均対象者数×900 円 イ. 高額療養費等取扱事務費分 年間合計件数×150 円	医療費助成事務及び高額療養費等取扱事務に必要な人件費（給料、職員手当、共済費）、報酬、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び備品購入費（ただし、医療費審査支払委託料を除く。）	1/2
(4) 入院時食事療養費経過措置分 市町村が助成した平成 27 年 3 月診療分以前の食事療養標準負担額	市町村が助成した平成 27 年 3 月診療分以前の食事療養標準負担額に係る経費	1/2

別表第 4

一部自己負担額

- 1 別表第 2 に規定する一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1 日につき 500 円とする。ただし、当該一部自己負担額は、別表第 2 に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者等が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2 日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前 2 項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院外に係る療養を受けた場合における第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、入院及び入院外に係る療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 5 対象者等が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が 2,500 円を超える場合は、当該月の一部自己負担額は 2,500 円とする。